

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年1月10日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

## 記

### 1. 監査の対象

社会教育課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

### 2. 監査の期間

令和元年11月11日から令和元年12月23日まで

### 3. 監査の方法

監査対象課等に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

### 4. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行において、次の事項については改善措置が必要と認められる。

- 社会教育課所管の施設について、使用料（利用料金）の取り扱いや施設の管理の基準となるマニュアル、チェック表の作成及び定期的な施設訪問の実施などにより、適切な施設管理、監督に努めること。